

美山漁業協同組合遊漁規則の変更について

1 変更の概要

- ・濃密放流区（特別区）の新設

2 新旧対照表

変更前					変更後				
(遊漁の方法) 第3条 略 濃密放流区（特別区）					(遊漁の方法) 第3条 略 濃密放流区（特別区）				
ア魚種	イ方法	ウ統数 又は規模	エ区域	オ期間	ア魚種	イ方法	ウ統数 又は規模	エ区域	オ期間
ます類 略	竿釣 (エサ釣りに限る)	略	芦生ます類特別区： 南丹市美山町芦生内杉谷 第1堰堤より上流	略	ます類 略	竿釣 (エサ釣りに限る)	略	芦生ます類特別区： 南丹市美山町芦生内杉谷 第1堰堤より上流	略
			河内谷ます類特別区： 南丹市美山町河内谷、 通称溝谷堰堤より上流 新設					河内谷ます類特別区： 南丹市美山町河内谷、通 称溝谷堰堤より上流 杉波谷ます類特別区： 南丹市美山町下杉波谷第 1堰堤より上流	
	竿釣 (ルアー 及び毛 針に限る)		佐々里ます類特別区： 南丹市美山町佐々里ぬの 滝堰堤から百合の下橋の 本支流			竿釣 (ルアー 及び毛 針に限る)		佐々里ます類特別区： 南丹市美山町佐々里ぬの 滝堰堤から百合の下橋の 本支流	
2 略					2 略				
第4条から第6条 略					第4条から第6条 略				
(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 略					(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 略				
魚種	区域	漁具漁法	期間	遊漁料	魚種	区域	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ	全区域	第3条に規定する漁具漁法	年券	13,500円	あゆ	全区域	第3条に規定する漁具漁法	年券	13,500円
			日券	3,500円				日券	3,500円
こい ふな うなぎ		第3条に規定する漁具漁法	年券	2,000円	こい ふな うなぎ		第3条に規定する漁具漁法	年券	2,000円
			日券	600円				日券	600円
はえ かわよし のぼり		竿釣に限る	年券	7,500円	はえ かわよし のぼり		竿釣に限る	年券	7,500円
			日券	3,000円				日券	3,000円
ます類 (あまご、い わな、やまめ、 にじます)	特別区 (佐々里ま す類特別区)	竿釣	年券	7,500円以内で組 合が定めて公表する金 額	ます類 (あまご、い わな、やまめ、 にじます)	特別区 (佐々里ま す類特別区)	竿釣	年券	7,500円以内で組 合が定めて公表する金 額
			日券	3,500円以内で組 合が定めて公表する金 額				日券	3,500円以内で組 合が定めて公表する金 額
	特別区 (芦生ます 類特別区、 河内谷ます 類特別区)	竿釣	3,500円以内で組合が定 めて公表する金額			特別区 (芦生ます 類特別区、 河内谷ます 類特別区)	竿釣	3,500円以内で組合が定 めて公表する金額	

					杉波谷主寸		
					運特別区		